

日本肩の運動機能研究会会則

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は日本肩の運動機能研究会と称する。英文では Japan Society of Function Research と表記する。

第 2 章 目的

第 2 条 目的

本会の目的は、理論と実践に基づいて肩運動機能を解明し、肩関節障害の評価・治療・予防の進歩及び普及を図ることとする。

第 3 条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本肩の運動機能研究会学術集会（日本肩関節学会と同時開催）の開催に協力する。
- (2) 国内外の関係学術団体と連絡を密にして提携を図る。
- (3) 肩関節の運動機能・障害の評価・治療・予防に関する教育と普及を行う。
- (4) その他前各号の目的を達成するために必要な事業を行う。

第 3 章 会員会員の種別及び権利

第 4 条 構成

本会の会員は一般社団法人日本肩関節学会の定款第 5 条 (1) (2) で定める正会員、準会員で構成する。

第 5 条 入会

定められた入会手続きに則り日本肩関節学会の規則に定められた正会員、準会員 1 号および準会員 2 号として承認された者を本会の会員とする。

第 6 条 休会

会員が休会する場合の扱いは、日本肩関節学会会員規則による。

第 7 条 退会

会員が退会する場合の扱いは、日本肩関節学会会員規則による。

第 8 条 懲戒

本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があった場合の扱いは、日本肩関節学会懲戒規則による。

第 4 章 世話人等

第 9 条 世話人

本会には非医師である正会員または準会員から選出された次の世話人等を置く。

準会員の 1%以上 6%以内の世話人を置く。端数の場合には、これを繰り上げるものとする。

2 第 13 条に定める世話人会は必要な世話人数を日本肩関節学会準会員 1 号から公募する。申請者は、以下の条件を満たす者とする。

(1) 準会員 1 号であること。ただし、準会員制度発足以前の非医師である正会員は含まれる。

(2) 世話人 2 名からの推薦があること

(3) 過去 5 年に日本肩の運動機能研究会または日本肩関節学会で 3 回以上発表していること

3 公示は、学会HP上で行う。

4 申請者は、所信表明および肩関節に関する業績調書を第 13 条に定める世話人会に提出する。世話人会は適任者を選出し、日本肩の運動機能研究会運営委員会（以下、運営委員会）で審議されたのち、承認する。

第 10 条 代表世話人と副代表世話人

代表世話人と副代表世話人は世話人会の互選によって世話人の中から選任する。

2 運営委員会で審議されたのち、日本肩関節学会の理事会および社員総会で承認する。

3 代表世話人と副代表世話人の職務

(1) 代表世話人は本会を代表し運営する。

(2) 副代表世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人が職務遂行に支障のある時、その職務を代行する。

(3) 代表世話人は世話人会を招集し、必要事項を過半数により、決定することができる。

第 11 条 世話人等の任期

代表世話人、副代表世話人、世話人の任期は 2 年とし再任を妨げない。

2 再任審査は、運営委員会で審議されたのち、日本肩関節学会の理事会および社員総会で承認する。

第 12 条 世話人等の解任

世話人を解任する場合は、世話人会の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行われなくてはならない。

2 解任決議後の承認手続きは、運営委員会で審議されたのち、日本肩関節学会の理事会および社員総会で承認する。

第 13 条 世話人会

構成

- (1) 代表世話人 1 名
- (2) 副代表世話人 2 名
- (3) 世話人
- (4) 運営委員会担当理事・委員長・副委員長（アドバイザーとして）

世話人会の職務

(1) 世話人は世話人会を構成し、この会則で定めるところにより、この研究会業務の執行を決定する。

(2) 世話人は研究会の各事業責任者として業務を担当する。

世話人会の開催

世話人会は、毎事業年度に 2 回以上開催する。

第 14 条 招集

世話人会は、代表世話人が招集する。

ただし、代表世話人が欠けたときは、副代表世話人が世話人会を招集する。

第 15 条 議長

世話人会の議長は、代表世話人がこれに当たる。ただし、代表世話人が欠けたときは、副代表世話人がこれに当たる。

第 16 条 決議

世話人会の決議は、議決に加わることができる世話人の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、世話人を解任する場合は、世話人会の 3 分の 2 以上の決議に基づく（第 9 条）。

第 17 条 議事録

世話人会の議事については、議事録を作成する。

第 5 章 学術集会の開催

第 18 条 学術集会会長

本会の学術集会会長は日本肩関節学会学術集会会長が指名する。日本肩関節学会学術集会会長の要請がある場合は、代表世話人が本会の学術集会会長を推薦できる。

第 19 条 学術集会の予算

本会の学術集会にかかる費用は日本肩関節学会学術集会の予算で弁済する。その決済は日本肩関節学会学術集会会長が行う。

第 20 条 演題発表の資格

本会の学術集会で演題発表（特別講演、シンポジウムは除く）を行う場合、発表者・共同演者は正会員、準会員 1 号、2 号いずれかの資格を要す。

第 21 条 学術集会の抄録集

本会の抄録集は日本肩関節学会学術集会抄録集とともに作成する。抄録集作成にかかる費用は日本肩関節学会学術集会の予算で弁済する。

第 6 章 事務業務

本会の事務業務は日本肩関節学会事務局が行う。

第 7 章 会則の改正

本会の会則の変更は、世話人会の 3 分の 2 以上の同意を経たのち、改正案を運営委員会に報告し、承認を得る。その後、日本肩関節学会の理事会、社員総会に報告し承認を得て改正する。

第 8 章 所管

本会は、運営委員会が所管する。

第 9 章 附則

1. この会則は、令和 5 年 10 月 12 日から施行する